

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台

(注) 本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、各事項につき補足説明を記載している。

はじめに

氏名の読み仮名の登録・公証が必要な理由は、次のとおりである。

- (1) 情報システムにおける検索及び管理の能率を向上させるとともに、行政手続等において、公証された氏名の読み仮名の情報を利用することによって、手続をより円滑に進めることが可能となり、国民の利便性の向上に資する。
- (2) 行政機関等が正確に氏名を呼称することが可能となる場面が多くなることによって、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護に資する上、氏名の読み仮名を本人確認事項の一つとすることを可能とすることにより、各種手続における不正防止を補完することが可能となる。
- (3) 社会生活において「なまえ」として認識するものの中には、氏名の読み仮名も含まれていると考えられ、これを登録・公証することは、まさしく「なまえ」の登録・公証という点からも意義がある。

第1回会議における議論を踏まえ、上記(1)について、国民の利便性の向上に資するという点を追加するとともに、上記(2)について、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護に資するという点を追加した。

なお、氏名の読み仮名を法制化する必要性が高まった背景として、①我が国における社会全体のデジタル化の推進、特にベース・レジストリの整備を推進する方針が定められたこと、②今般の新型コロナウイルス感染症対応を契機として、行政のデジタル化を更に推進し、デジタル社会における国民サービスを拡充する必要性が高まったこと、③難読な名の読み仮名が増えていること、④我が国の国際化の進展に伴い、例えば、まず、外来語の名又は外国で出生したり、父若しくは母が外国人である子などについては音としての名を定め、次に、その意味又は類似する音に相当する文字を文字で表記された名とする場合など、文字で表記された名よりもその読み方（読み仮名）により強い愛着がある者も少なくないと考えられることなどが挙げられる。

なお、氏名を平仮名又は片仮名で表記したものには、読み仮名、よみかた、ふりがななど、様々な名称が付されているが、本資料においては、暫定的に「氏名の読み仮名」と表記している。

第1 氏名の読み仮名の戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項としての名称

戸籍の記載事項としての氏名の読み仮名の名称について、次のいずれかの案によるものとする。

- 5 【甲案】氏名を平仮名で表記したもの
 【乙案】氏名を片仮名で表記したもの

(補足説明)

1 【甲案】

10 法務省民事局長通達に定める出生届書等の標準様式には、氏名の「よみかた」欄が設けられ、法務省ホームページに掲載されている出生届書の記載例においても、氏名の読み仮名が平仮名で記載されているため、戸籍の届書において氏名の読み仮名は平仮名で記載されていることが多いと想定されるところ、本文

15 【甲案】は「よみかた」欄の表記と整合する場面が多くなると想定される。
 なお、第1回会議において、四字熟語や複合語の表記につき、平仮名と片仮名を比較すると、片仮名の場合は各文字を記号として捉えた上で音声にして組み立てるのに対し、平仮名の場合は前後の文脈からその意味を捉えている可能性があり、平仮名の方がより意味理解に資するとの研究結果が紹介された。

2 【乙案】

20 第1回会議において、片仮名表記は、平仮名表記と比較して、表音が容易であり、外来語の表記に違和感を覚えにくいという特徴がある、また、金融機関においては、データ通信量等の観点から、半角カナが用いられているとの指摘があった。

3 その他考慮すべき事項

25 平仮名と片仮名とでは、長音の場合に平仮名では母音を重ねるのに対し、片仮名では長音記号(「ー」)が用いられることが多いなど、表記の方法が異なる場合があることから、表記する仮名を定めるに当たっては、この点を考慮する必要がある。

30 なお、第1回会議において、名の全部が平仮名又は片仮名表記の者も一定数存在することから、平仮名表記又は片仮名表記のいずれも可とするとも考えられるのではないかとの意見があった。

2 戸籍の記載事項に関する規定の見直し

35 戸籍の記載事項である氏名との関連性について、次のいずれかの案によるものとする。

 【甲案】戸籍法第13条第1号を次のように改める。

 氏名(氏名を平仮名で表記したものを含む。)(注)

 【乙案】戸籍法第13条に次のような規律を加えるものとする。

氏名を平仮名で表記したもの（注）

（注）氏名の読み仮名の名称については、第1の1のとおり、「氏名を平仮名で表記したもの」又は「氏名を片仮名で表記したもの」とするとしているが、本項目以降、便宜前者の記載によっている。

5

（補足説明）

1 【甲案】

本文【甲案】は、氏名の読み仮名を戸籍法第13条第1号に規定する「氏名」の一部として規定する方法である。なお、「氏名（氏名を平仮名で表記したものを含む。以下同じ。）」と規定しないことにより、戸籍法における「氏名」に関する他の規定において、「氏名」には氏名の読み仮名は含まれないと解釈されるものと考えられる。ただし、戸籍法第107条に規定する氏又は第107条の2に規定する名は、戸籍に記載されている氏又は名であるところ、戸籍の記載事項について規定する同法第13条第1号を本文【甲案】のとおり改める限り、同法第107条に規定する氏又は第107条の2に規定する名に読み仮名が含まれるのではないかとの疑義を払拭することができないとも考えられる。また、戸籍法以外の各種法令の規定において、「氏名」に氏名の読み仮名が含まれるのか、疑義が生じないように何らかの手当てをする必要があると考えられる。

なお、本部会資料においては、戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変更における家庭裁判所の許可を求める申立ては、氏又は名とこれらの読み仮名とのセットとする必要はなく、氏又は名の変更の許可を得た後、第2の1のとおり氏又は名の変更の届出時に新たな読み仮名の届出をすれば足り、この場合において、第1の3により氏又は名の読み仮名が許容されないものであれば、氏又は名の届出は受理されないことを前提としている。以上については、戸籍法第107条又は第107条の2、第1の5【甲案】又は【乙案】及び第2の1の全体の規律において今後明確にしておく必要がある。

2 【乙案】

本文【乙案】は、氏名の読み仮名を戸籍法第13条第1号に規定する「氏名」とは別個のものとして規定する方法である。例えば、棄児の「氏名」に関する戸籍法第57条第2項の規定については、その読み仮名にも適用すべきと考えられ、「氏名及びこれを平仮名で表記したもの」などと規定することが考えられる。

第1回会議において、データ項目としての取扱いの観点からは、氏名の読み仮名を氏名とは別個のものと位置付けるべきであるとの意見があった。

35

3 氏名の読み仮名の許容性

氏名の読み仮名の許容性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】法の一般原則である民法第1条第3項の権利濫用の法理及び法の適用に関する通則法第3条の公序良俗の法理等による（注1）（注2）。

【乙案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

氏名を平仮名で表記したものは、国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるものとする（注3）。

（注1）【甲案】を採用する場合、氏又は名の全部又は一部が平仮名又は片仮名で表記されているときも、これと異なる読み仮名とすることも可能とし、漢字部分と同様に、【甲案】の基準によるものとする。

（注2）【甲案】について法令に規定することも考えられる。

（注3）【乙案】を採用する場合、【甲案】と同様に、法の一般原則である権利濫用の法理及び公序良俗の法理等も適用されるが、（注2）と同様にこれを法令に規定することも考えられる。

（補足説明）

1 【乙案】の参考例

旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第5条第2項においては、旅券に記載されるローマ字表記の氏名について、「法第6条第1項第2号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、申請者がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合にあつては、公の機関が発行した書類により当該表音が当該申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときはこの限りではない。」と規定されている。

2 【乙案】の問題

本文【乙案】に対しては、①慣用については、その範囲や判断基準を明確に定めることは困難である、また、②氏にあつては慣用でない読み仮名や字義と一致しない読み仮名も存在する（ただし、旅券法施行規則の規定に倣い、公の機関が発行した書類により当該読み仮名が本人によって通常使用されているものであることを確認する手段はあると考えられ、第2の2により戸籍に記載する際の規律に加えることも考えられる。）、③名にあつては、命名文化として最初に誰かが名の読み仮名として考えた漢字の読みが広まって一般的な名乗り訓（名前に特有の訓読み）となるころ、仮に新たな名乗り訓となり得るものが読み仮名として認められないことになる、これまでの命名文化・習慣が継承されないこととなるなどの指摘がある。

3 その他考慮すべき事項

旅券などの公簿に氏名の読み仮名又はこれらを元にしたローマ字が登録され、公証されている場合において、第2の2により氏名の読み仮名を収集するとき

は、上記公簿の記載と整合していることを確認することとし、戸籍に記載されている者がこれに反するものを届け出る又は職権記載申出をすることはできないと整理することも考えられる。この場合には、第2の1の収集における規律と第2の2の収集における規律は異なることとするとも考えられる。

5 第1回会議において、字義との関連性などを戸籍窓口において審査することは困難であり、抽象的な規律とせざるを得ないとの意見があった。

また、戸籍窓口の事務への影響や不受理件数の増大、ひいては家庭裁判所の実務への影響も懸念されるとの意見や、戸籍窓口や家庭裁判所において、どのような要件をどのようなスタンスで審理・判断することになるのかについて、
10 議論を尽くすことが重要だとの意見もあった。

さらに、かつて申出により名に付することができた傍訓について、届出が認められなかったものとして、「高（ヒクシ）」、「修（ナカ）」、「嗣（アキ）」、「十八公（マツオ）」があるところ（大森政輔「民事行政審議会答申及びその実施について（戸籍441号44頁）」、第1回会議において、名の読み仮名としてこれらも認めざるを得ないのではないかとの意見があった。
15

4 読み仮名として用いる平仮名又は片仮名の範囲

氏名の読み仮名として戸籍に記載することができる平仮名又は片仮名の範囲は、次のとおりとする（注）。

20 ① 第1の1において【甲案】を採用する場合、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び「現代仮名遣い」の実施について（昭和61年内閣訓令第1号）によることとする。

② 第1の1において【乙案】を採用する場合、現代仮名遣い及び「現代仮名遣い」の実施についてを片仮名に変換したものとする。

25 （注）①及び②については、法令に規定することも考えられる。

（補足説明）

小書き（「あ」、「ア」など）及び本文②を採用する場合の長音（「ー」）など、戸籍の氏名に用いることができる文字も範囲に含めることが考えられる。
30

5 氏名の読み仮名のみの変更

氏又は名の変更を伴わない氏名の読み仮名の変更を認める規律は、次のいずれかの案によるものとする（注1）（注2）。

【甲案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

35 ① やむを得ない事由によって氏を平仮名で表記したものを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

② 正当な事由によって名を平仮名で表記したものを変更しようとする

者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
【乙案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

① 【20年間、社会生活上通用していることその他法務省令で定める事由によって】氏を平仮名で表記したものを変更しようとするときは、
5 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その旨を届け出なければならない。

② 【20年間、社会生活上通用していることその他法務省令で定める事由によって】名を平仮名で表記したものを変更しようとする者は、
その旨を届け出なければならない。

10 (注1) 婚姻、縁組によって氏を改めた場合、離婚、離縁等によって復氏した場合、氏の変更による入籍届、又は戸籍法第107条若しくは第107条の2の変更の届をした場合等(婚氏続称又は縁氏続称の場合を除く。)、氏又は名が変動すると、氏又は名の読み仮名も、これに伴って変動すると考えられるため、この場合には、読み仮名の変更に関する手続は必要ないものと考えられる。

15 (注2) 【乙案】の「法務省令で定める事由」を規定する案を採用する場合には、【甲案】と併せて採用することも考えられる。

(補足説明)

1 基本的な考え方

20 本文【甲案】は、氏又は名の読み仮名の変更について、氏又は名の変更(戸籍法第107条又は第107条の2)と同様に「やむを得ない事由」、「正当な事由」を要件とするものである。

25 本文【乙案】は、氏又は名の読み仮名の変更について、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできるとするものである。なお、氏名の読み仮名を変更することができる事由を規定することも考えられるため、「20年間、社会生活上通用していることその他法務省令で定める事由によって」との要件をブラケットで記載している。

2 【甲案】を採用した場合に届出が想定される場面

(1) 本文【甲案】を採用した場合において変更の届出が想定される場面については、現在の氏又は名の変更の取扱いが参考となる。

30 戸籍法第107条第1項及び第4項(外国人である父又は母の称している氏に変更しようとするものなどの要件あり)に規定する氏の変更については、やむを得ない事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるとされている。

35 このやむを得ない事由に該当する事例としては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解難読のものなど、本人や社会一般に著しい不利不便を生じている場合はこれに当たるであろうし、その他その氏の継続を強制することが、社会観念上甚だしく不当と認めるものなども、これを認めてよいと考えられている(青木義人=大森政輔全訂戸籍法439頁)。

また、やむを得ない事由に関して、婚姻により夫の氏になったものの、その後離婚し、婚氏続称の届出をして、離婚後15年以上婚氏を称してきた女性が、婚姻前の氏に変更することの許可を申し立てた事案において、婚氏が社会的に定着していることを認定しつつ、①離婚時に幼少だった子が既に成人し、申立人の氏の変更許可を求めることに同意していること、②申立人は、同居の実両親とともに、9年にわたり、婚姻前の氏を含む屋号で近所付き合いをしてきたこと等の諸事情を考慮して、やむを得ない事由があると認められると判断し、申立てを却下した原審判を変更して、氏の変更を許可した事例（東京高裁平成26年10月2日決定（判例時報2278号66頁））もある。

(2) 戸籍法第107条の2に規定する名の変更については、正当な事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができることとされている。

この正当な事由の有無は一概に言い得ないが、営業上の目的から襲名の必要があること、同姓同名の者があって社会生活上支障があること、神官僧侶となり、又はこれをやめるため改名の必要があること、珍奇な名、異性と紛らわしい名、外国人に紛らわしい名又は難解難読の名で社会生活上の支障があること、帰化した者で日本風の名に改める必要があること等はこれに該当するであろうが、もとよりこれのみに限定するものではないと考えられており、また、戸籍上の名でないものを永年通名として使用していた場合に、その通名に改めることについては、個々の事案ごとに事情が異なるので、必ずしも取扱いは一定していないが、相当な事由があるものとして許可される場合が少なくないこととされている（前掲全訂戸籍法442頁）。

また、性同一性障害と診断された戸籍上の性別が男性である申立人が、男性名から女性名への名の変更許可を申し立てた事案において、正当な事由があると認められると判断し、原審を取り消して名の変更を許可した事例（大阪高裁令和元年9月18日決定（判例時報2448号3頁））もある。

さらに、名の変更については、出生届出の際の錯誤あるいは命名が無効であることを理由として認められる場合がある（戸籍610号75頁）。

(3) 以上の例と読み仮名の特性に鑑みれば、氏の読み仮名にあっては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解難読なもの、永年使用しているもの、錯誤による届出によるものなどを理由とした届出が、名の読み仮名にあっては、珍奇なもの、難解難読なもの、永年使用しているもの、性自認（性同一性）と一致しないもの、錯誤による又は無効な届出によるものなどを理由とした届出などが考えられる。

さらに、これらの届出のうち、実際に氏名の読み仮名のみの変更の届出が想定される場面は、極めて限定されるが、例えば、氏名の読み仮名の永年使用については、濁点の有無や音訓の読みの変化などが、氏の読み仮名の著しく珍奇なもの及び甚だしく難解難読なもの並びに名の読み仮名の珍奇なもの

及び難解難読なものについては、①第1の3によれば不受理とすべきものが誤って受理されたもの、②本人以外が届け出た氏名の読み仮名について、不受理事由はないが本人にとってなお著しく珍奇なもの若しくは甚だしく難解難読なもの又は珍奇なもの若しくは難解難読なものが考えられる。

5 3 【乙案】の「法務省令で定める事由」を規定する案を採用した場合における法務省令に規定すべき内容

上記2(3)の届出が想定される場面を法務省令に規定することが考えられる。具体的には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判を受けたときなどを規定することが考えられる。なお、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者が、戸籍法第107条の2の規定による家庭裁判所の許可を得て、名の変更の届出をするときは、第2の1により、名の読み仮名も併せて届書に記載すれば足りる。

4 【乙案】の「法務省令で定める事由」に関する参考例

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第1項においては、外国人住民の通称について、「通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と規定されている。

氏名の読み仮名の永年使用に係る期間については、民法第162条第1項において、所有権の取得時効につき、「二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」と規定されていることから、これを参考とした。

5 その他考慮すべき事項

第1回会議において、氏又は名を変更しつつ、その読み仮名を変更しないと
するニーズもあるのではないかと意見があった。この点、氏又は名を変更する
場合には、戸籍法第107条又は第107条の2に規定する家庭裁判所の許可
を得た後、第2の1のとおり氏又は名の変更の届出時にその読み仮名の届出
をすれば足り、読み仮名については、第1の3により許容性が審査されること
になる。

また、第1回会議において、氏名の読み仮名のみの変更については、自分
自身が手続に参加する形で読み仮名が登録された場合には、その変更はより慎重
であるべきである、また、これを安易に認めるべきでなく、一定の厳格な要件
を設けるべきである、原則として家庭裁判所の許可を得ることとすべきとの意
見があった。

6 同一戸籍内の氏の読み仮名の規律

同一戸籍内の氏の読み仮名は、異なることとする（注）。

（注）上記規律については、法令に規定することも考えられる。

(補足説明)

1 戸籍の記載方法

戸籍は、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製し、日本人でない者
と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、
その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製するとされ(戸籍法第6条)、同
一戸籍内の同籍者の氏は異なることとなっている。なお、本文(注)のと
おり、本文の規律を法令に規定するときは、戸籍法第6条に規定する「氏」を
「氏及び氏を平仮名で表記したもの」と改めることなどが考えられる。

現在、戸籍における氏については、戸籍法施行規則附録第6号のいわゆる紙
戸籍の記載ひな形及び付録第24号様式のいわゆるコンピュータ戸籍の全部事
項証明書のひな形等において、氏は戸籍の筆頭者の氏名欄にのみ記載すること
とされているが、氏の読み仮名については、氏と同様に戸籍の筆頭者の氏名欄
にのみ記載する方法、又は名の読み仮名とともに戸籍に記載されている者欄に
記載する方法が考えられる。

なお、戸籍を異にする親族間で氏の読み仮名が異なることは、氏が異なるこ
とがあるのと同様に、許容されるものと考えられる。

2 その他検討すべき事項

本文の規律を前提として、他の戸籍に入籍する場合に、当該戸籍に氏の読み
仮名が記載されているときは、当該氏の読み仮名が入籍する者の氏の読み仮名
となる。また、婚姻により新戸籍が編製される場合において、夫婦の氏として
定めた氏の読み仮名が戸籍に記載されていたときは、当該氏の読み仮名が新戸
籍の氏の読み仮名となるものと考えられる。なお、離婚又は離縁による復氏に
より新戸籍が編製される場合は、新たに氏の読み仮名を定める必要がある。

第2 氏名の読み仮名の収集方法に関する事項

1 氏又は名を初めて戸籍に記載される者に係る読み仮名の収集方法

氏又は名を初めて戸籍に記載される者に係る読み仮名については、氏又は名
が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書(出生、国籍取得、帰化、氏
の変更、名の変更、就籍の届書等)の記載事項とし、これを戸籍に記載するこ
ととする(注)。

(注)例えば、「届出事件の本人の氏又は名を初めて戸籍に記載するときは、届書にその氏
又は名を平仮名で表記したものを記載しなければならない。」というような規定を戸籍
法に設けることが考えられる。

(補足説明)

戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは囑託、証書若しくは航海日
誌の謄本又は裁判によってするとされているところ(戸籍法第15条)、実情と

して、届出による記載がほとんどである。

2 既に戸籍に記載されている者に係る読み仮名の収集方法

既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者に係る読み仮名については、次のいずれかの案により収集するものとする（注1）。

【甲案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

① 氏名を平仮名で表記したものが戸籍に記載されていない場合には、戸籍に記載されている者は、施行日から【〇年】以内に、氏名を平仮名で表記したものを届け出なければならない（注2）。

② 前項の届出をするまでに他の届出をするときは、当該他の届出と同時に同項の届出をしなければならない。

③ 第1項の届出をするまでに同項に規定する氏名を平仮名で表記したものに変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る届出と同時に、変更前の氏名を平仮名で表記したものの届出をしなければならない。

【乙案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

氏名を平仮名で表記したものが戸籍に記載されていない場合には、戸籍に記載されている者は、氏名を平仮名で表記したものを届け出るものとする（注2）。

【丙案】本人の申出等に基づき、市区町村長の職権により氏名の読み仮名を戸籍に記載することとする。

上記規律について法令に規定する場合には、戸籍法に次のような規律を設けることが考えられる。

市町村長は、戸籍に氏名を平仮名で表記したものが記載されていない者があることを知ったときは、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載をすることができる（注3）。

（注1）【丙案】については、【甲案】又は【乙案】と併せて採用することも考えられる。

（注2）戸籍に記載されている者が未成年者又は成年被後見人であるときは、戸籍法第31条の規定により、親権を行う者又は後見人が届出義務者又は届出人となるが、未成年者又は成年被後見人が届出人となることは妨げられない。

（注3）管轄法務局長等の許可は、包括的に承認しておくことが考えられる。

（補足説明）

1 基本的な考え方

(1) 戸籍法第13条第1号に定める氏又は名が既に戸籍に記載されている者については、第2の1と異なり、氏又は名の読み仮名のみを別途収集しなければ、氏名の読み仮名を戸籍に記載することができない。

具体的な収集方法としては、本人の直接の関与なく氏名の読み仮名を収集して戸籍に記載する方法も考えられるが、そのような方法を採用することに

ついて、国民の理解を得ることは困難であるという見方もある。

(2) 本文【甲案】及び【乙案】は、新たな届（氏名の読み仮名の届）を設けるものであり、本文【甲案】は、戸籍に記載されている者に届出義務を課すものである。

5 戸籍の届出については、戸籍法第137条において、正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、過料に処するとされているところ、本文【甲案】を採用する場合、①のブラケットに定められた期間を経過した場合には、過料の対象となるため、当該期間が適切なものとなるよう検討するとともに、その効果的な周知方法についても検討する必要がある。また、マイナポータルを利用するなどして、届出をしやすくしたり、届出人に対し、個別に届出を促すことなども考えられる。

10 (3) 本文【丙案】は、本人の申出等に基づき、市区町村長の職権により氏名の読み仮名を戸籍に記載するものであり、本文（注1）のとおり、本文【甲案】又は【乙案】と併せて採用することも考えられる。なお、本文【甲案】と【丙案】を併せて採用した場合には、【甲案】①のブラケットに定められた期間内の届出が期待しにくくなるとの見方もある。

(4) なお、第1回会議において、本文【甲案】については、届出義務を課して、届出がなければ過料に処するとするのは望ましくないとの意見があった。

2 【甲案】・【乙案】の届出人

20 氏の読み仮名の届出は、氏の読み仮名という既成の事実を届け出るものであり、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者に加え、同籍する成年の子のいずれも、これを行うことができると考えられる。もっとも、第1の6のとおり、同一戸籍内の同籍者の氏の読み仮名は異なることとすると、届出人は、同籍者全員とする必要があるかが問題となる。特に、DV（ドメスティック・バイオレンス）などにより離婚には至っていないが、別居状態にある者については、同籍者全員で届出を行うことが困難であるとの見方もある。

25 なお、同籍者全員を届出人としない場合には、同籍者の一人が届け出た氏の読み仮名が、他の同籍者が認識しているものと異なることも想定される。この場合には、戸籍法第113条の「その記載に錯誤があることを発見した場合」
30 に該当するとして、利害関係人である他の同籍者は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍訂正を申請することとなるものと考えられるが、具体的な処理については検討が必要である。

3 届出期間

35 戸籍法第44条第1項において、市区町村長は、届出を怠った者があることを知ったときは、相当の期間を定めて、届出義務者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならないとされており、本文【甲案】において、氏名の読み仮名の届が期間内にされなかったときは、同項が適用されるものと考えられる。なお、同条第2項において、当該期間内に届出をしなかったとき

は、市区町村長は、更に相当の期間を定めて、催告をすることができることとされ、同条第3項において、これらの催告をすることができないとき、又は催告をしても届出がないときは、市区町村長は、管轄法務局長の許可を得て、戸籍の記載をすることができることとされている。もともと、氏名の読み仮名を職務上知った官庁等からの本籍地市区町村長への通知により、市区町村長が届出の内容(当該者の氏名の読み仮名)を職務上知っているとは評価することができなければ、戸籍の記載をすることはできないこととなる。

5

4 届出方式

本文【乙案】の氏名の読み仮名の届については、他の戸籍の届出がされた場合においても、届出人等について記載された「氏名の読み仮名」をもって、氏名の読み仮名の届があったものとして取り扱うことも考えられる。また、この「氏名の読み仮名」は、本文【丙案】の職権による記載の資料とすることも考えられる。

10

なお、第1回会議において、届出方式を検討するに当たっては、デジタル化を意識すべきであるとの意見や、マイナポータルを利用するなどして、届出事項の入力を極力不要とするなど国民の負担が軽減される方法を検討すべきであるとの意見があった。

15

5 みなし届出

本文【甲案】の氏名の読み仮名の届を前提としつつ、届出期間経過後、市区町村が保有する氏名の読み仮名若しくはこれに準ずる情報又は氏名に係る国字の音訓及び慣用により表音されるところにより、届出人となるべき者に戸籍に記載する氏名の読み仮名の通知をし、一定期間内に異議が述べられなかったときは、同期間満了をもって当該通知に係る氏名の読み仮名の届出があったものとみなし、市区町村長が戸籍に氏名の読み仮名を記載する制度とすることも考えられる。ただし、上記制度により、届出期間経過後に市区町村長が戸籍の記載をしたときは、過料の対象となることが明らかになるため、戸籍法施行規則第65条の規定に基づき、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならないこととなる。

20

25

なお、身分関係に関し、期限内に届出がなかった場合に、期限が到来した時に一定の効力を持たせる制度として、昭和59年法律第45号附則第3条の国籍の選択に関する経過措置がある。これは、当該法施行の際に現に外国の国籍を有する日本国民は、国籍法第14条第1項の定める国籍選択義務を負い、期限内(法施行の時に20歳に達していない者は22歳に達するまでに、20歳に達している者は2年以内)に国籍の選択をしないときは、期限が到来した時に日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言をしたものとみなすというものである。

30

35

この点、第1回会議において、現状、市区町村が保有する氏名の読み仮名の情報を利用するなどして、より多くの国民について氏名の読み仮名を収集する

ことが可能となる方法を検討すべきであるとの意見や、第1の5において【甲案】又は【乙案】を採用する場合であっても、市区町村長が戸籍に記載した氏名の読み仮名は暫定的なものとして取り扱い、その変更については、第1の5の規律の例外と位置付けるという方法も考えられるとの意見があった。なお、このみなされた届出により戸籍に記載された場合において、現に使用している氏名の読み仮名が戸籍に記載されたものと異なるときは、第1の5の【甲案】においては、氏についてはやむを得ない事由が、名については正当な事由があるものと認められ、第1の5の【乙案】においては、法務省令で定める事由に加える（第1の5（補足説明）3参照）ことが考えられる。

6 【丙案】の具体的な方法

本文【丙案】の具体的な方法としては、以下の2案が考えられる。

一つ目の案は、氏名の読み仮名の届出義務はないものの、第1の2により氏名の読み仮名が戸籍の記載事項として法令に規定されている以上、戸籍法第24条第1項の「戸籍の記載に遺漏がある」状態と評価し、当該戸籍に記載された者若しくはその法定代理人からの職権記載申出（（補足説明）4のように職権記載申出があったものとして取り扱うものを含む。）又は氏名の読み仮名を職務上知った官庁等からの本籍地市区町村長への通知があれば、同条第2項の戸籍訂正により市区町村長が氏名の読み仮名を記載することができるものとする。と考えるものである。

二つ目の案は、市区町村長が職務上氏名の読み仮名を知ったときは、職権によりその記載をすることができるとする規定を法令に設けるものである。なお、市区町村長が職権で記載することができるとする規定の例としては、戸籍法施行規則第45条「行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があつたときは、戸籍の記載は訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。」の例がある。

以 上